

令和5年度滋賀大学大学院生の国内外学会発表助成募集

(令和5年5月30日)

1. 助成内容

本助成は、『滋賀大学基金』による令和5年度の支援事業の一つとして、大学院生の国内外における学会発表を奨励し、その費用の一部を助成しようとするものです。

申請期間終了後、書類審査により採否を決定し、助成金を支給します。

2. 募集対象

(1) 対象者

大学院生（正規生に限るものとし、休学者を除く）

(2) 対象学会

国内外で開催される学会で、大学院生本人が発表のため参加するもの（討論者としての参加を含む）

(3) 対象学会開催期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日） ただし、在学期間中に限ります。

3. 申請期間

令和5年5月30日（火）～令和6年2月9日（金）

なお、令和6年2月10日（土）～3月31日（日）の期間に開催予定の学会発表を行う場合は、見込みにより申請することができます。

4. 助成額等

(1) 助成額 国内: 1件3万円以内、海外: 1件6万円以内 （計10名程度）

※審査結果により、減額されることがあります。

(2) 助成対象費用

- ① 交通費 自宅から学会開催地までの鉄道賃、航空賃、バス賃等（本学の規定により算定した額の範囲内）
- ② 宿泊料 学会開催地が遠方等の理由により、発表日の前泊、後泊した場合の宿泊料（本学の規定により算定した額の範囲内）
- ③ 学会参加費等 学会参加費（懇親会費は除く）、学会要旨集代、振込手数料
※学会の入会金や年会費は対象となりません。
- ④ 資料作成費 スライド、写真代、ポスター代、コピー代等

5. 申請手続き ※1人2件までの申請とします。

(1) 申請窓口 教育学研究科の大学院生：教育学部教務係

(電話 077-537-7707)

経済学研究科の大学院生及び

データサイエンス研究科の大学院生：学務課大学院係

(電話 0749-27-1032)

(2) 申請書類

- ① 学会発表助成申請書 1部（本学所定様式）
- ② 発表論文及び論文要旨（コピー可） 1部
- ③ 学会プログラム（ホームページから出力したものでも可） 1部
- ④ 領収書等

交通費：航空賃の場合は半券及び領収書

宿泊料、学会参加費等、資料作成費：領収書等

領収書等はA4用紙に原本を貼り付けたうえで提出して下さい。但し、他の団体等への助成との関係で原本が添付できない場合は、必ず事前に連絡願います。

連絡のない場合や原本紛失等の理由による未提出は支給の対象となりません。

- ⑤ 口座振込新規／変更依頼書（本学所定様式）
- ⑥ 主指導教員が申請を承認済であることを示すもの
（メール送受信のプリントアウト等）

6. 採否の決定及び助成金の支給

- (1) 採否の決定 令和6年3月下旬 採否の決定をお知らせします。
- (2) 助成金の支給 令和6年4月上旬 申請者の銀行口座に振り込みます。

7. その他

- (1) 領収者から領収書が発行されない場合

学会参加費や学会要旨集代の支払方法が、振込やクレジットカード等に限定され、領収者から領収書が発行されない場合

- ①支払ったことを明らかにする書類（余白に申請者の署名をすること）

（郵便局：払込票兼領収証、銀行：利用明細票など。またはカード支払明細書）

- ②その金額の内容を明らかにする書類（学術団体発行のもの）

以上2点を併せて提出すれば領収証として認めます。

- (2) 交通費、宿泊料の支給基準

支給する交通費は原則として自宅から目的地までの、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の鉄道賃、航空賃、車賃とします。なお、運賃・宿泊料の算定にあたっては、「国立大学法人滋賀大学旅費規程」を準用し、本学職員の旅費計算に準じるものとします。また、割引等により上記に基づく額より申請額が下回った場合は、申請額によるものとします。結果として、負担金額よりも支給金額が減額となる場合もありますので、予め了解願います。

なお、申請額を支給額が上回ることはありませんので、費用は正確に申請してください。

- (3) 他の団体等の助成への応募

本助成は必ず採択されるとは限りませんので、他の団体等の助成へ応募されることは構いません。但し、重複申請となった時点でその旨を申請窓口へ申し出てください。重複申請の結果、同種の費用を重複して助成を受けることはできませんので、最終的に重複した費用については、いずれかの申請を辞退して頂くことになります。

以上